



別表2-（1）被扶養者認定手続提出書類一覧表

個人番号提出目的以外の書類等に個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたものを提出してください。

令和6年4月現在

区分	種別	続柄	認定対象者	認定理由	認定日 (事実発生日) (注2)	提出書類																			
						収入確認書類(注6)						事実発生日確認書類						扶養事実確認書類							
						号被 の扶 2)養 者 申 告 書 (様 式 第 2)	申 告 人 番 号 (マ イ ナ ン バ ー) (注3)	扶 養 理 由 書	住 民 票 の 写 し (住 民 票 記 載) (注4)	所 得 証 明 書 の 写 し (注7)	与 給 等 に 関 す る 証 明 書 (給 付 金 等 の 証 明 書 の 写 し) (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)	受 給 手 続 書 (注8)
特別認定	在職時から認定していた被扶養者で引き続き認定する者	配偶者 子 父 母 祖 父 母 孫 兄弟姉妹 その他三 親等内の 親族	引き続き認定する者	任継加入	任継加入日	(注9)																			
	新たに被扶養者として認定する者 ※年間の収入(注1)が130万円未満の者。ただし、下記の者は180万円未満とする。  ①国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者 ②60歳以上である者		出生した子	出生	出生日	○	○	○	○	(注5)													○	○	
			婚姻した配偶者	婚姻	婚姻日	○	○	○	○	(注5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			雇用条件を変更した者	雇用条件変更	変更後の雇用契約開始日	○	○	○	○	(注5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			雇用保険の受給が終了した者	雇用保険受給終了	認定(支給)期間の終了日の翌日	○	○	○	○	(注5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			退職した者	退職	退職日の翌日	○	○	○	○	(注5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			組合員が新たに採用された者	組合員の採用	採用日	○	○	○	○	(注5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の事由により認定する者	その他		○	○	○	○	(注5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注1) 収入とは恒常的収入のことで、退職金などの一時的な収入は該当しません。なお、利子所得、株主として受ける配当所得、私的年金(個人型確定拠出年金(iDeCo)・個人年金・財形年金等)、非課税扱いである遺族・障害年金・傷病手当金及び修習資金・研究奨励金・生活補助的な奨学金も含まれます。
  - (注2) 新たに被扶養者が生じた場合、その事実発生日から30日以内に届出がされない場合は、その届出を受理した日での認定となります。
  - (注3) 新規認定の場合のみ、提出が必要です。提出の際はできるだけ、簡易書留など追跡可能な方法で提出してください(漏洩、紛失等の事故を防止するため)。なお、それ以外の方法の場合における紛失・未着などの事故の責任は一切負いかねますので、予め御了承ください。
  - (注4) 日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合は別途書類の提出が必要です。(別表2-(5)参照)
  - (注5) 新規認定をする場合は続柄が記載されているものを提出してください。住民票に続柄が記載されない、組合員と住民票が別である等により、組合員との続柄が確認できない場合は、戸籍抄本等の続柄が確認できる書類を追加で提出してください。
  - (注6) 該当するすべての書類が必要です。例えば、アルバイト収入と年金収入がある場合は、所得証明書の写し、給与等に関する証明書、受給しているすべての年金改定通知書(証書)が必要です。
  - (注7) 認定対象者が義務教育終了前又は高校1年生の場合は不要です。
  - (注8) 通知書(証書)・請求手続案内に受領日と受給者の氏名を記入してください。
  - (注9) 在職時に認定していた状況と変更がある場合は、別途添付書類が必要です。(例)在職時は無職無収入として認定していたが、年金を受給するようになった。在職時は同居として認定したが、別居することになった。 など
  - (注10) 無職無収入の場合は不要です。
  - (注11) 一時的な収入変動による給与収入により、認定限度額を超過している場合に提出してください。
  - (注12) 退職日がわかる書類は、資格喪失証明書、退職証明書、離職票等のいずれかです。
  - (注13) 通常の扶養義務者とは、社会通念上扶養義務を負うと考えられる者又は共同扶養における他の扶養義務者をいいます。原則として通常の扶養義務者の収入額が把握できる書類(組合員の源泉徴収票及び配偶者の所得証明書等)が必要です(通常の扶養義務者が共に公立学校共済組合埼玉支部の組合員の場合又は、その方が組合員の被扶養者として認定されている場合は不要。公立学校共済組合他支部の組合員の場合は、その方の組合員証の写しが必要です)。
  - (注14) 送金の事実が確認できる書類は下記のいずれかです。
    - ・対象となる被扶養者名義の預金通帳の写し(通帳の名義部分も含む)
    - ・現金書留の控え等
 銀行間送金でなく手渡しの場合や、送金者及び受取人の氏名が確認できない場合は被扶養者認定ができません。
- ※ 扶養事実確認のため、上記以外の書類を提出していただく場合があります。  
 ※ 御不明な点は、資格管理担当(048-830-6694)へお問合せください。

別表2-(2) 被扶養者取消手続提出書類一覧表

個人番号提出目的以外の書類等に個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたものを提出してください。

令和6年4月現在

取消対象者	取消理由 (注1)	取消日 (事実発生日)	提出書類														
			被扶養者 申告書 (様式第2 号)	組合員被 扶養者証	就職日 を確認 できる 書類 (注2)	所得 証明書 の写し	給与等 に 関 する 証 明 書	年金 改定 通知 書 (証書) の写し 又は 年金 請求 手続 案内 の写し (注4)	確定 申告 書 及び 損益 計算 書 の 写し 又は 確定 申告 書 の 写し と 併 せて 提出 する 確定 申告 書 の 写し (注5)	雇用 条件 変 更 後 の 雇 用 契 約 書 の 写し	雇用 保 険 受 給 資 格 者 証 の 写し	傷 病 手 当 金 の 支 給 期 間 が わ かる 書 類 の 写し	修 習 資 金 ・ 研 究 奨 励 金 等 の 支 給 決 定 通 知 書 の 写し	死 亡 診 断 書 の 写し 又は 理 葬 許可 証 の 写し	婚 姻 (離 婚) 届 受 理 証 明 書 の 写し (本 籍 地 を 黒 塗 り し た も の も 可 )	住 民 票 の 写し	
就職した者(健康保険に加入する者)	就職	採用日(健康保険資格取得日)	○	○	○												
雇用条件が変わり給与収入の月額が認定限度額を超過し、国民健康保険に加入する者	収入超過	採用日(変更後の雇用契約開始日)	○	○		○	○			○							
給与収入が増加することで年間の収入限度額を超過し、国民健康保険に加入する者	収入超過	年間収入限度額を超過した月の給与支給日	○	○		○	○										
公的年金受給開始により収入が超過した者	収入超過	年金決定(改定)通知書を受領した日	○	○		○		○									
私的年金受給開始により収入が超過した者	収入超過	年金請求手続の案内を受領した日	○	○		○		○									
不動産所得、事業所得、農業所得、譲渡収入等で認定限度額を超過した者	収入超過	(注5)	○	○		○			○								
修習資金の受給・貸与、研究奨励金、生活補助的な奨学金の受給により、認定限度額を超過した者	収入超過	支給期間の初日	○	○		○						○					
複数の収入の合計が認定限度額を超過した者	収入超過	所得の状況を確認して判断します	○	○		○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)			
婚姻した者	婚姻	入籍日又は結婚相手と同居した日	○	○												○	
雇用保険を受給した者 (月額3,612円以上)	雇用保険受給開始	雇用保険の支給期間の初日	○	○							○						
傷病手当金を受給した者 (月額3,612円以上)	傷病手当金受給開始	傷病手当金の支給対象期間の初日	○	○								○					
離婚した者	離婚	離婚届受理日の翌日又は調停成立日の翌日	○	○												○	
死亡した者	死亡	死亡日の翌日	○	○										○			
国内居住要件の例外に該当しない者	国内居住要件の非該当	住民票異動日等	○	○													○
扶養替えした者	扶養替え	新たに加入する健康保険の資格取得日(注6)	別表2-(4) 扶養替え手続提出書類一覧表 参照														
その他	その他		資格管理担当(048-830-6694)へお問合わせください。														

(注1) 取消理由が「就職」、「死亡」の場合を除き、資格喪失証明書は自動交付されます。「就職」、「死亡」の場合で交付を希望する場合は、資格喪失証明書を提出してください。  
 (注2) 就職日を確認できる書類は、雇用契約書(辞令)の写しや勤務先の健康保険証の写し等です(※内定通知書は不可)。  
 (注3) 該当するすべての書類が必要です。例えば、給与収入と年金収入がある場合は、所得証明書の写し、給与等に関する証明書、受給しているすべての年金改定通知書(証書)・年金請求手続案内の写しが必要です。  
 (注4) 通知書(証書)・請求手続案内に受領日と受給者の氏名を記入してください。

(注5) 確定申告をしている場合の取消日(事実発生日)は下記のとおりです。  
 (普通認定) 確定申告終了日  
 (特別認定) 税務署受付日(確認できない場合は確定申告受付期間の初日)  
 (注6) 収入比較による扶養替えの場合の取消日(事実発生日)は、下記のとおりです。  
 ・給与収入のみで源泉徴収票で確認する場合 1月31日  
 ・確定申告書で確認する場合 上記(注5)と同様

※ 扶養事実確認のため、上記以外の書類を提出していただく場合があります。  
 ※ 御不明な点は、資格管理担当(048-830-6694)へお問合わせください。

**別表 2 - (3) 扶養替え手続提出書類一覧表**

区分	種別	提出書類等	
扶養替え	認定 (注1)	夫婦が共に公立学校共済組合埼玉支部の組合員の場合	・新規認定(別表2-(1))のその他と同様の書類 ・配偶者側が作成した取消のための被扶養者申告書の写し(未決裁可)
		配偶者が公立学校共済組合埼玉支部の組合員でない場合	・新規認定(別表2-(1))のその他と同様の書類 ・配偶者側の健康保険組合から交付された資格喪失証明書の写し(注2)
	取消し	夫婦が共に公立学校共済組合埼玉支部の組合員の場合	・被扶養者申告書 ・配偶者側が作成した認定のための被扶養者申告書の写し(未決裁可) ・組合員被扶養者証
		配偶者が公立学校共済組合埼玉支部の組合員でない場合	・被扶養者申告書 ・配偶者側の健康保険組合等から交付された被扶養者証の写し等(注2) ・組合員被扶養者証(収入比較による取消の場合で、配偶者が国民健康保険に加入している場合は下記の書類も必要です。) ・源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等

(注1) 新たに被扶養者が生じた場合、その事実発生日から30日以内に届出がされない場合は、その届出を受理した日(被扶養者申告書の所属所受付年月日又は総務事務システムの提出日)での認定となります。

(注2) 配偶者側の健康保険組合等の認定(取消)に際して、組合員側で先行して取消(認定)をする必要がある場合は、その旨を様式第2号の2の余白へ記載してください。または、その旨を記載した申立書を作成し提出してください。

**別表 2 - (4) 国内居住要件の例外に該当する場合の提出書類一覧表**

例外該当事由	提出書類(注2)
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② (注1) 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

(注1) 在外教育施設派遣以外で、被扶養者が組合員に同行し国外居住となる場合は、資格管理担当(048-830-6694)まで御連絡ください。

(注2) 外国語で作成されている場合は、翻訳者の氏名が記された翻訳文を添付してください。

別表3 登録事項の変更手続書類等一覧表

個人番号提出目的書類以外の書類等に個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたものを提出してください。

令和6年4月現在

区分	種別	提出書類							
		組合員証	組合員被扶養者証	公立学校共済組合員・ (一財)埼玉県教職員 互助会員申告書 (様式第2号の1)	被扶養者申告書 (様式第2号の2)	扶養理由書	住民票の写し(住 民票記載事項証 書でも可)	個人番号(マイナ ンバー)申告書	その他の書類等
再交付	組合員証紛失			○					
	被扶養者証紛失				○				
	組合員証破損・汚損	○		○					
	被扶養者証破損・汚損		○		○				
登録事項の変更等	組合員	組合員の氏名	○	○	○				被扶養者証に表示される組合員氏名を変更するため、被扶養者証も提出してください。なお、併せて被扶養者氏名も変更する場合、被扶養者の氏名変更手続が必要です。
		組合員の性別・生年月日・資格取得年月日	○		○				変更内容がわかる公的な書類の写し 資格取得年月日の変更の場合は、履歴書の写し（所属所長の原本証明必要）
		組合員の住所・口座番号			○	(注2)			
	被扶養者	被扶養者の氏名・性別・生年月日		○		○			氏名…戸籍抄本（本籍地を黒塗りしたもの）の写し 性別・生年月日…変更内容がわかる公的な書類の写し
		特別認定の者が、同居から別居になる場合				○	○	○	新規認定（特別認定）（別表2－（1）を参照）と同様の書類
		別居から同居になる又は別居先の住所を変更する場合				○		○	
	共通	現住所に変更はないが、住民票のみ異動する場合				○		○	
	個人番号（マイナンバー）						○		

(注1)日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合は別途書類が必要になります。（別表2－（4）参照）  
 (注2)組合員と同居の場合は不要です。組合員の住所変更に伴い、被扶養者が同居から別居になる場合は提出が必要です。